

博多の魅力発信キャラクター「せんねもん」の使用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、別記博多の魅力発信キャラクター「せんねもん」のイラスト及びイラストから制作した立体物並びに「せんねもん」の写真及び動画等（以下「イラスト等」という。）を使用する場合の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(イラスト等の使用に関する権利)

第2条 イラスト等の使用に関する一切の権利は、博多の魅力発信会議に属する。

(申請)

第3条 イラスト等を使用するもの（以下「使用者」という。）は、あらかじめ「せんねもん」イラスト等使用申込書（様式第1号）（以下「使用申込書」という。）を博多の魅力発信会議（以下議長）に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに

該当し、かつ非営利目的に使用する場合は、この限りではない。

- (1) 福岡市が使用するとき。
- (2) 保育園、学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道または広報の目的で使用するとき。
- (4) その他、議長が適当と認めたとき。

(使用の承認)

第4条 議長は、使用申込書の提出があったときは速やかに当該申込書の内容を審査し、使用者に対し、「せんねもん」イラスト等使用承認書（様式第2号）または「せんねもん」イラスト等使用不承認書（様式第3号）の通知を行うものとする。

(使用承認の範囲)

第5条 議長は、使用申込書の提出があったときは、その内容が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合を除き、イラスト等の使用を承認する。

- (1) 博多の信用や品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになる恐れがあると認められるとき。
- (2) 正しい使用方法に従って使用しない、または使用しない恐れがあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とする等、独占的に使用する、または使用する恐れがあるとき。
- (4) 法令及び公序良俗に反する、または反する恐れがあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援または公認しているような誤解を与える、または与える恐れがあるとき。
- (6) 営利を目的とした活動に使用するとき。ただし、博多のPRをするとき及び博多の振興に寄与する場合等、議長が認める場合はこの限りではない。
- (7) その他、議長がイラスト等の使用について不適当と認めるとき。

(使用料)

第6条 使用料は無償とする。

(遵守事項等)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けたものは、第三者にこれを譲渡、または転貸してはならない。
- (2) 使用申込書の記載通りに使用すること。
- (3) 使用するデザインは博多の魅力発信会議が提供するものとし、デザインや色の改変等、応用使用はしないこと。ただし、議長が認めた場合はこの限りではない。
- (4) イラスト等を使用する場合は博多の魅力発信キャラクター「せんねもん」と表記すること。
- (5) 承認された物品等の完成品を速やかに議長に提出すること。ただし、完成品の写真をもって代えることができる。
- (6) その他、議長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認内容の変更)

第8条 イラスト等の使用承認後、承認された内容について変更する場合は、改めて使用の申し込みをすること。

(使用承認の取り消し)

第9条 議長は、使用者が第7条の定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この要領に違反したときは、その使用の承認を取り消すことができる。

2 前項の規定による処分によって使用者に損害が生じても、議長はその補償の責めを負わない。

(補足)

第9条 この要領に定めるものの他、イラスト等の取り扱いに関する必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この要領は、令和3年3月28日から施行する。

この要領は、令和5年8月1日から施行する。